

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2025年12月17日
【会社名】	株式会社アドバンスクリエイト
【英訳名】	Advance Create Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 濱田 佳治
【最高財務責任者の役職氏名】	執行役員 総合企画部長 曾我 啓介
【本店の所在の場所】	大阪府中央区瓦町三丁目5番7号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西5丁目14番地の1)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長濱田佳治及び当社執行役員総合企画部長曾我啓介は、当社グループの財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度末日時点である2025年9月30日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行ったうえで、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析したうえで、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社2社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の2／3を超えている2事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、各事業の特性を踏まえ、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び外注費に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点を含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

当社は前連結会計年度において、過年度の決算を訂正し、2020年9月期から2023年9月期までの有価証券報告書及び2022年9月期第2四半期から2024年9月期第2四半期までの四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

これは、当社は保険代理店事業における代理店手数料売上の計上方法として、将来受け取る代理店手数料の金額を見積り、その割引現在価値合計額を売上として計上する方法（以下「PV計算」といい、PV計算により計上された売上を「PV売上」という。）を採用しておりますが、前任の会計監査人であった桜橋監査法人より、PV計算の結果の一部について実態との乖離が見られるため見積りの再検証が必要であるとの指摘を受け、社外の独立した第三者である弁護士及び社外監査役から構成される調査委員会を組成し、調査委員会の調査報告書及び追加調査報告書（以下「調査報告書等」という。）により、PV計算の見積り誤りにより過年度を含む売上高の計上誤りがあったことが判明したことによるものです。

当社は、調査委員会からの調査報告書等の受領が前連結会計年度末日後であったこと、是正すべきPV計算の実態との乖離額の算定作業に時間を要したことから、当該開示すべき重要な不備を前連結会計年度末日までに是正することができず、前連結会計年度末日時点において当社グループの内部統制は有効でないと判断いたしました。なお、その際に識別した内部統制の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は、全て前連結会計年度の連結財務諸表及び個別財務諸表に反映しております。

当社は、当該事実を真摯に受け止め、財務報告に係る内部統制の重要性を十分に認識し、調査委員会からの指摘並びに提言を踏まえ、開示すべき重要な不備を是正するために以下の改善措置を実行し適切な内部統制の整備及び運用を図ってまいりました。再発防止策の実施、運用においては、業務の更なる高度化に取り組む中で、業務のDX化やAIの積極的活用等も視野に入れ、再発防止策の徹底及び継続的な改善を図ってまいります。

1. あるべきPV売上の計上方法の整理及びPV計算のための仕組みの再整備等

(1)あるべきPV売上の計上方法の整理等

- ・営業収益計上細則の改訂及び経理部門・内部監査部門によるPV計算の確認
- ・代理店手数料規程の管理及び運用見直し

(2) PV計算のための仕組みの再整備

- ・手数料計算システムの改修及び運用整備
- ・手数料計算システムの開発品質保証（システム開発会社における開発部門から独立した品質保証部門による品質チェック）
- ・手数料計算システムの登録マスタ及び出力結果の全件検証
- ・サンプルチェックの体制変更（経理部門・内部監査部門によるPV計算業務マニュアルに基づいたPV計算の検証）
- ・関係規程の整備
- ・PV計算に関わる部署（PV計算部門・経理部門・内部監査部門・IT部門及び内部統制チーム）によるミーティングの原則毎日の実施及び毎月の定時取締役会における整備状況の進捗報告

2. 適切な人員配置、情報共有

(1) 人員の増強

- ・PV計算部門と経理部門における専門スキルと業務量に応じた適正な人員配置
- ・内部監査部門における内部監査や内部統制業務、他部門の各種業務に精通した人員配置

(2) 担当者変更時の引継体制の整備

- ・PV計算業務マニュアルの整備
- ・PV計算業務マニュアルに基づいた引継の実施及び引継時のルール of 周知の実施

3. PV計算担当者にかかるプレッシャーの排除

- ・PV計算に関わる各部門（PV計算部門・経理部門・内部監査部門）の役割の明確化
- ・PV計算に関わる部署（PV計算部門・経理部門・内部監査部門・IT部門及び内部統制チーム）によるミーティングの原則毎日の実施及び各部署の業務についての相互確認や牽制等の実施

4. 収益認識基準にかかる規程の整備

営業収益計上細則の改訂にあたっての監査法人とのミーティング実施を含む、監査法人と当社間で認識齟齬を生じさせない緊密な意思疎通の継続

5. 担当者から申告があった場合に適切に検証する仕組みの整備

- ・担当者と上長とのコミュニケーション強化及び内部監査部門による業務監査における確認
- ・社内のコミュニケーションツールの運用マニュアルの改訂（禁止事項の追加、管理内容の追加）
- ・コンプライアンス規程、スピークアップ制度の周知

6. 業務監査及び内部統制（J-SOX）監査の強化

- ・内部監査部門の人員増強
- ・監査に必要な財務会計知識や内部統制知識の習得を図る通信教育講座の受講
- ・各業務プロセスの再検証（不正リスクを勘案した視点での検証強化、手作業を要する一部の業務におけるルール整備及び運用状況の確認及びサンプルチェック強化）
- ・IT全般統制にPV計算に係る統制（IT業務処理統制）の追加及び個別業務プロセスにおけるPV計算にかかる統制の追加に伴う整備及び運用状況の確認

7. コンプライアンスの推進

- ・定期的な啓発活動（研修、コンプライアンス通信の発行）の実施
- ・コンプライアンスチェックリストを用いた自己点検の実施

8. ガバナンス体制の強化

- ・内部監査部門によるPV計算に関連するインジケータ（*1）の設定及び毎月の定時取締役会におけるインジケータ検証結果の報告による経営のモニタリング強化

（*1）PV計算に関連するインジケータとは、新規契約のANP（新契約年換算保険料）と代理店手数料入金額の過去実績から理論上のPV値を算出し、手数料計算システムで算出したPV算出額との対比を指標としてPV計算に係る異常値を発見しようとするものであります。今後は、新たな指標の追加等、運用の改善を重ねていくことで経営によるモニタリングをより一層強化してまいります。

以上の結果、前連結会計年度の開示すべき重要な不備は是正されたと判断いたしました。

・連結子会社の株式会社保険市場における不備

当社は連結子会社の株式会社保険市場において、前連結会計年度末日後の会計監査の過程で、メディア事業及びメディアレップ事業の売上の一部について計上誤りがあったことが判明し、当該誤りが財務報告に与える影響が大きく重要性が高いと判断し、前連結会計年度末日において開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。なお、当該開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は全て前連結会計年度の連結財務諸表に反映されております。

当社は、当該事実を真摯に受け止め、財務報告に係る内部統制の重要性を十分に認識し、開示すべき重要な不備を是正するために以下の改善措置を実行し適切な内部統制の整備及び運用を図ってまいりました。

1. 収益認識の会計処理判断に必要な十分な情報が経理部門に適時適切に共有される仕組みの整備

- ・営業収益計上細則における広告収入の収益認識基準を明記し、規定を改定いたしました。
- ・売上計上項目の分類を再定義し売上計上根拠証憑に明記すること及び役務提供に係る証憑を追加することをルール化し、収益認識の会計処理判断に必要な十分な情報が事業部門から経理部門に適時適切に共有される仕組みを整備し実行しております。

2. 売掛金の回収管理と延滞債権管理の強化

請求書発行は経理課が事業部門の依頼に基づいて行っておりますが、取引先の債務認識と当社の債権認識を一致させるため、原則売上計上と請求書発行を同月に行っております。イレギュラー発生時には都度事業部門から経理部門に連携し、収益認識の会計処理判断に必要な十分な情報が事業部門から経理部門に適時適切に共有される仕組みを整備し実行しております。

以上の結果、前連結会計年度の開示すべき重要な不備は是正されたと判断いたしました。

5【特記事項】

該当事項はありません。